

令和5年度予算執行方針のポイント

1 事業効果の早期発現等

令和5年度当初予算は、骨格予算ではあるが、新型コロナウイルス感染症対策や防災・減災対策など社会情勢の変化にあわせた喫緊の政策課題に対応するもので、年度当初から実施を要する経費については、新規事業を含めて当初予算で計上している。これら新規事業はもとより、定例業務においても、関係者に内容等を十分に周知、早期執行など効果的かつ計画的な執行を徹底

また、予算編成から事業執行過程における事務事業評価結果を活用したPDCAサイクルの徹底等に向け、政策予算論点整理シートによる執行状況の確認等を実施

2 物価高騰などへの対応

国の動向等、特に物価高騰に関する緊急対応策などに十分留意し、機動的に対応

3 公共事業の早期執行、工事発注の平準化

年間を通じた工事発注の平準化に向け計画的に執行

4年度12月補正予算等において国の補正を受け入れた事業は繰越事業となることから早期に執行(上半期における目標執行率の設定については、別途指示)

4 大分県行財政改革推進計画の着実な実行

大分県行財政改革推進計画に掲げた財政調整用基金残高の確保などに向け、常在行革の精神のもと、歳入の確保及び歳出の見直しを徹底

【参 考】

大分県予算規則（昭和39年4月1日 大分県規則第53号）

（予算の執行方針の通知）

第10条 総務部長は、予算の計画的かつ効率的な執行を確保するため、その成立後速やかに知事の定めた予算の執行方針を部局長に通知しなければならない。

財 第 1 号
令和 5 年 4 月 1 日

関 係 部 局 長
教育委員会教育長
警 察 本 部 長
病 院 局 長 殿

総 務 部 長

令和 5 年度予算執行方針について（通知）

令和 5 年度予算については、下記事項に留意のうえ、効率的・効果的な
執行を確保してください。

記

令和5年度当初予算は、人件費、社会保障関係費等の義務的経費や継続事業を中心とした骨格予算ではあるが、県政の停滞を招くことのないよう新型コロナウイルス感染症対策や防災・減災対策、子ども・子育て支援をはじめ、先端技術等の活用による地域課題解決など社会情勢の変化にあわせた喫緊の政策課題に対応するもので、年度当初から実施を要する経費については、新規事業を含めて当初予算で計上している。

加えて4年度12月及び3月補正予算では、国の補正予算に伴う公共事業等を積極的に受け入れ、当初予算と合わせて執行することとしている。

他方、少子高齢化に伴う社会保障関係費の伸びや、防災・減災、国土強靱化の推進等による公債費の増嵩など、財政需要は今後さらに増大していくことから、収支不足の拡大が懸念されており、本県財政は厳しい状況にある。

国内景気は、一部に弱さが見られるものの緩やかに持ち直している。一方で、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが景気を下押しするリスクになっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等が県内経済に与える影響にも注視していく必要がある。

こうした状況を踏まえ、予算の執行に当たっては、事業の目的が確実に達成されることはもとより、効果的に進めていくことが重要である。併せて、大分県行財政改革推進計画に掲げた財政調整用基金残高の確保などに向け、常任行革の精神のもと、引き続き歳入の確保及び歳出の見直しを徹底することとする。

I 全般的事項

- 1 骨格予算で計上した事業については、新規事業はもとより、定例業務においても、執行の遅れにより事業効果が低減することのないよう、関係者に内容等を十分に周知徹底した上で、早期執行に努めること。
- 2 予算編成から事業執行過程における事務事業評価結果を活用したPDCAサイクルの徹底や、予算編成作業の効率化に向け、引き続き、政策予算論点整理シートによる執行状況の確認等を行うこととしており、詳細は別途通知する。
- 3 予算執行にあたり、状況変化等により不用となった予算については、

執行を留保すること。

また、年度末における事業実施や行事の開催、旅行、備品・消耗品の購入等が集中することのないよう、計画的な執行に努めること。

II 歳入に関する事項

1 県 税

税収の確保に向けて、多様な納税手段の周知・普及や滞納整理の強化を行い、徴収率の向上を目指すこと。特に、個人県民税については、併任制度の活用などにより市町村との徴収連携を図り、徴収率向上に努めること。

2 地方交付税

普通交付税について、本県財政需要の実態と算定額の乖離の状況・原因を分析し、対策を講ずること。

3 使用料及び手数料

新設、改定又は廃止された項目については、納入者等に周知するとともに、収入未済や過誤納が生じないように努めること。

また、義務的経費である人件費に充当されている例も多いことから、その収入状況に留意すること。

4 国庫支出金

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、デジタル田園都市国家構想推進交付金を始めとする各種交付金及び公共事業費の動向など、関係省庁からの情報収集に努めるとともに、国庫補助金等の積極的な活用を図ること。併せて、本県ニーズに即した補助制度の創設や弾力的運用などについて、様々な機会を通じて国に要望・提案すること。

また、前金払いや概算払いの制度を最大限活用し、事業の進捗に応じた資金の確保に努めること。

5 県 債

県債充当事業の内容変更や事業費の増減等に留意し、適正な活用に努めること。

また、地方債の充当率や交付税措置など制度改正の動向に留意し、

有利な地方債の活用を図ること。

Ⅲ 歳出に関する事項

1 政策予算

(1) 公共事業

骨格予算ではあるが、執行の平準化を考慮して前年度予算額の70%を計上しているので、計画的執行を図ること。

また、4年度12月補正予算において国の補正を受け入れた事業については、多額の繰越が発生している状況を踏まえ、早期の事業執行に努めること。

なお、上半期における目標執行率の設定については、別途指示する。

(2) 国庫補助事業

事業の執行については、公共事業と同様に適切に対応すること。

なお、各省庁との折衝を通じて、増額補正や新規受入れ等の必要が生じた場合には、その事業内容や効果等について十分検討するとともに、あらかじめ財政課と協議すること。

(3) 単独建設事業

事業の執行については、公共事業と同様に適切に対応すること。

また、入札残については、原則として執行を留保する。

(4) 貸付金

制度の趣旨を周知徹底し、その活用を図るとともに、融資対象事業の内容に応じ適期にこれを執行すること。

また、資金の預託に際しては、資金収支に及ぼす影響が大きいため、融資残あるいは資金の利用状況等を十分精査のうえ効率的な執行に努めること。

なお、経済金融情勢の変動等に伴う金利や金融機関等の動向に留意すること。

2 部局枠予算、管理予算

年間を見通した執行計画を立てたうえで、効率的に執行するとともに、支出の必要性を常に精査しながらその節減に努めること。

なお、社会保障関係費については、予算に占める割合が年々増加しており、財政運営に及ぼす影響が大きいことから、制度改正等の影響にも十分留意のうえ、所要額の的確な把握とともに計画的な執行に努

めること。

3 その他の留意事項

- (1) 補助金及び委託料等については、支出目的が達成されるよう適切に執行すること。また、交付時期等に留意し、交付先等で資金が滞留することのないようにすること。
- (2) 国庫補助事業、受託事業については、財源の収入時期を的確に把握し、県費の長期または多額の立替えが起きないように留意すること。
- (3) 未利用財産の売却等の準備や手続については、県有財産売却等推進計画に基づき県有財産経営室で一元的に執行することから、情報の共有化を進め、県有財産の積極的な利活用を図ること。
なお、市町村が未利用財産を地域の活性化のために有効活用するためのインセンティブ制度について、積極的に活用すること。
- (4) 使用料や貸付金等に係る未収債権については、大分県債権管理マニュアルにより滞納整理を強化するなど縮減に努めること。
- (5) 物件費については、節約を徹底すること。
- (6) 制度改正、国庫補助単価改正の事由等により、所要額や財源等に変更が生じる場合は、あらかじめ財政課と協議すること。
- (7) 指定管理者制度により管理運営を行う施設については、必要なサービス水準や安全性の確保等を図るため、指定管理者任せにすることなく、県自ら施設の設置者として、常にその管理運営や委託事業の状況を把握するとともに、適切な措置を講ずること。
- (8) 県立大学法人に対する運営費交付金については、中期計画における予算・収支計画の執行管理を行うとともに、人件費等の所要額を的確に把握すること。
- (9) 最近の金融情勢を踏まえ、公金管理指針に基づき、効率的な資金運用・調達を行うこと。

IV 予算配当等

予算の配当については、事業の執行計画や財源確保の見通し等に十分配意の上、原則として年2回行うものとするが、今後の情勢の変化等によっては特別な措置を講ずることもあり得るので留意すること。なお、配当申請は、原則として各部の主管課でとりまとめて行うこと。

また、予算の令達にあたっては、年間執行計画を作成し、地方機関等に対して早期に配分見込額を示すとともに、予算執行時期に配慮しながら、

適時適切に行うこと。特に、公用車の定期点検料など法定費用の令達については、漏れがないよう十分留意すること。

V 特別会計に関する事項

一般会計に関する事項を参考にして執行すること。

VI 公社等外郭団体に関する事項

公社等外郭団体については、その経営状況が県の行財政運営にも大きな影響を及ぼすことから、「公社等外郭団体に関する指導指針」に基づき、適正な事業運営が行われるよう指導監督するとともに、組織・運営体制の見直しや補助金、委託料など財政支援の見直しの進捗状況を管理すること。